- 医療事業は、病院ごとに患者や地域から求められる多様なニーズに対し、適時に 業務運営を最適化するために、法人の長及び院長のガバナンスの下に臨機応変な対 応(経営判断)が求められる事業
- 両法人は、このような特性を有する医療事業を独立採算により実施することが 求められているが、独法一律の規制により経営判断が制限されている実態

現在は… <国の視点>

政策医療の確実な実施、国民負担の最小化等

独立行政法人共通の規制

中期目標管理

総人件費管理

利益処分ルール

医療事業にふさわしい 在り方は何か

業務運営の最適化

診療機能の最適化

人材確保

老朽施設・機器の整備

法人の長及び院長は、刻々と変化する様々な状況を踏まえて対応

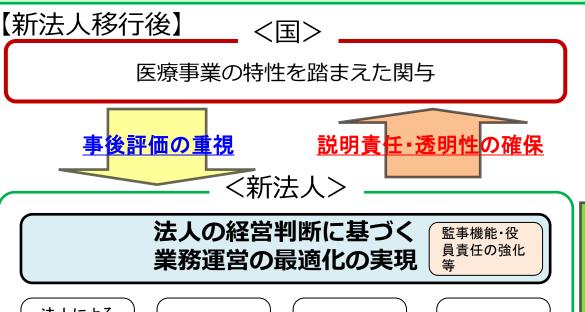
地域の実情 … 病院毎の様々なニーズ・要因

医療機関との連携 疾病構造の変化、医療政策(診療報酬等) など

<医療事業を行う法人の視点>

医療事業を行う法人について(2)

- 医療事業の特性等を踏まえると、独法共通の規制はなじみにくく、臨機応変な対応が 求められることから、可能な限り法人の自主性・自律性を尊重することとしてはどうか (第3回検討会資料3参照)
- 国による法人への関与の新しい在り方としては、<u>法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として、事後評価を重視する</u>こととしてはどうか(資料2-2-①)
- 政府出資により事業運営を行う法人であることから、確実に事業を実施するために、 <u>監事機能の強化</u>(資料2-2-②)、<u>法人の業務運営の改善への関与</u>(資料2-2-③)、<u>役</u> 員の責任の強化(資料2-3-②)等を行うこととしてはどうか



法人による 目標・計画 の策定

人事管理

建物設備等

財務

国民の側に立った新法人への移行

より迅速 かつ良質 な医療や 研究成果 の提供

国民・患者・

医療事業を行う法人について(3-1)

(参考)国立病院機構の現状と課題について

人事管理

(資料2-3-① 資料2-3-③ 資料2-5)

【現状】

- •人件費の総額につき平成18年度以降5年間で5%以上等の削減が義務付けられている
- •給与等について、原則として国家公務員準拠となっている

【課題】

- •政策医療を継続的に行うため、医師・看護師等の人材の確保と養成が必要
- •なお、医療職の人材を確保する観点から、処遇改善のみならず、研究環境の整備などの インセンティブも必要
- •また、診療収入を適切に確保していくため、事務職の人材確保と養成が必要

「現状】

- •第2期中期計画の投資計画は、建物及び医療機器等、合わせて3,370億円を計画
- •将来の大震災等の発生リスクに備え、老朽化建物については建替整備が必要、併せて患者の療養環境の改善が必要(平成30年度までに耐用年数を経過(S54年築以前)する老朽建替が、病棟で約40%、外来で約60%)〈新法人以降の5年間で、3,000億円程度必要〉
- •このほか、医療IT(電子カルテ)や医療機器の更新が必要<新法人以降の5年間で、 2.000億円程度必要>

建物設備等

(資料2-4-②)

【課題】

このため、新法人以降の資金確保として、4,000~5,000億円程度の投資資金が必要

医療事業を行う法人について(3-2)

(参考)国立病院機構の現状と課題について

財務

(資料2-4-1)

【現状】

- •法人全体の財務状況は独立行政法人移行後、黒字基調を堅持しているが、病院単位では、全体の約2割程度が赤字病院である
- ・平成24年度予算の運営費交付金(286億円)に占める過去債務清算事業は85%(245億円)、臨床研究事業等の政策的経費は14%(41億円)※なお、診療事業への運営費交付金は措置されていない
- ・法人形態が独立行政法人であることや運営費交付金が交付されているため、医療事業等に係る補助制度の一部(周産期母子医療センター事業、臨床研修事業など)が対象外

【課題】

- •国立病院機構のネットワークを活用し、我が国にとって必要な臨床研究等を実施する ための財源の在り方
- •国勤務期間分の退職手当の過去債務清算事業の取り扱い
- •国の医療政策として設けられている補助制度の活用の在り方

人事管理・建物設備等・財務 について、医療事業を行う法 人にふさわしい在り方は何か

【国立病院機構】独立行政法人評価委員会の評価結果について

	第2期中期目標期間	23年度	22年度	21年度
	国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標 を達成するためにとるべき措置			
1	診療事業 患者の目線に立った医療の提供	Α	Α	Α
2	" 安心・安全な医療の提供	Α	Α	Α
3	" 質の高い医療の提供	S	S	Α
4	" 個別病院に期待される機能の発揮等	S	S	S
5	臨床研究事業	S	S	S
6	教育研修事業	S	S	S
7	総合的事項	Α	Α	Α
	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
8	効率的な業務運営体制	Α	Α	Α
9	業務運営の見直しや効率化による収支改善 経営意識の向上、 業務運営コストの節減等 業務運営コストの節減	A	Α	А
10	" 医療資源の有効活用	S	S	S
11	" 収入の確保	Α	Α	Α
	予算、収支計画及び資金計画			
12	経営の改善	S	S	S
13	固定負債割合の改善 医療機器・建物設備に関する計画 機構が承継する債務の償還 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	S	S	S
	剰余金の使途 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
14	人事に関する計画 広報に関する事項	A	Α	Α
		S = 7	S=7	S=6
		A = 7	A = 7	A = 8

(参 考)	1
第1期中期目標期間	最終 評価
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標 を達成するためにとるべき措置	
1 診療事業 患者の目線に立った医療の提供	Α
2 パ 患者が安心できる医療の提供	Α
3 "質の高い医療の提供	s
4 臨床研究事業	S
5 教育研修事業	Α
6 災害等における活動	Α
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
7 効率的な業務運営体制の確立	Α
再編成業務の実施	1

8 業務運営コストの節減等、	Α
業務運営の効率化に関する事項	
9 "	s
医療資源の有効活用	~
医療機器・施設設備に関する計画	-
#務運営の見直しや効率化による収支改善診療事業以外の事業に係る費用の節減等	Α
II	ļ <u>-</u>
財務会計システムの導入等IT化の推進	A
予算、収支計画及び資金計画	
12 経営の改善	S
13 固定負債割合の改善	S
機構が承継する債務の償還	
短期借入金の限度額	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	1
 剰余金の使途	
	1
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
14 人事に関する計画	A
15 医療機器・施設設備に関する計画	(9で評価
16 再編成業務の実施	(7で評価
17 機構が承継する債務の償還	(13で評価
	S = 5
	A = 9

「S」:中期計画を大幅に上回っている。「A」:中期計画を上回っている。「B」:中期計画に概ね合致している。「C」:中期計画をやや下回っている。 「D」:中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。

注)第1期中期目標期間における評価項目「3 質の高い医療の提供」は、第2期中期目標期間の評価項目においては、「3 質の高い医療の提供」と「4 個別病院に期待される機能の発揮等」に分割されている。

医療事業を行う法人について (4-1)

(参考)労働者健康福祉機構の現状と課題について

人事管理

(資料2-3-① 資料2-3-③ 資料2-5)

【現状】

- •人件費の総額につき平成18年度以降5年間で5%以上等の削減が義務付けられている
- •政策医療の強化及び経営の更なる改善を図るため、ガバナンスの一層の強化が必要

【課題】

- •労災補償政策の医療面のセイフティネットの役割を果たすため、医師・看護師等の人材 確保と養成が必要
- •なお、医療職の人材確保する観点から、処遇改善のみならず、研究費などのインセン ティブも必要
- •また、診療収入を適切に確保していくため、事務職の人材確保と養成が必要
- •非常勤理事(有識者等)の登用(理事長が任命)が必要

【現状】

- •第2期中期計画の投資計画は、建物及び医療機器等、合わせて900億円を計画
- •将来の大震災等の発生リスクに備え、老朽化建物については建替整備が必要、併せて患者の療養環境の改善が必要(平成30年度までに耐用年数を経過(S54年築以前)する 老朽建替が、病棟で約40%、外来で約30%)<新法人以降の5年間で、500億円程度 必要>
- •このほか、医療IT(電子カルテ)や医療機器の更新が必要<新法人以降の5年間で、5 OO億円程度必要>

【課題】

●このため、新法人以降の資金確保として、1,000億円程度の投資資金が必要

建物設備等

(資料2-4-②)

医療事業を行う法人について(4-2)

(参考)労働者健康福祉機構の現状と課題について

務

(資料2-4-(1))

財

【現状】

- •労災病院については、独立行政法人移行後、平成22年度に初の単年度黒字を計上するなど、着実に損益改善が図られてきているものの、依然として、平成23年度で383億円にのぼる多額な繰越欠損金が存在する。
 - ※病院単位では、全体の約5割程度が赤字病院
- •労災疾病に係る調査研究及び研究成果等の普及・教育などは、迅速・適正な業務上外の労災認定や労災医療の提供が、全国斉一的に行われるための土台となるものであるが、平成24年度予算の運営費交付金(82億円)に占める労災疾病研究事業の経費は7.5%(6.2億円)程度
- •法人形態が独立行政法人であることや運営費交付金が交付されているため、医療事業等に係る補助制度の一部(周産期母子医療センター事業、臨床研修事業等)が対象外 ※なお、病院事業(診療事業)に運営費交付金は措置されていない
- •国費において財政措置するとされた者に係る退職給付引当金については、特殊法人から独立行政法人に移行(平成16年4月1日)した際、国庫納付(64.7億円)を行っている

【課題】

- 労災病院グループのネットワークを活用した労災疾病に係る調査研究及び研究成果等の普及・教育などを実施するための財源の在り方
- •国の医療政策として設けられている補助制度の活用の在り方
- ●独法移行時に国庫納付した退職給付引当金(64.7億円)の取り扱い

人事管理・建物設備等・財務について、医療 事業を行う法人にふさわしい在り方は何か

(参考) 【労働者健康福祉機構】 独立行政法人評価委員会の評価結果について

	第2期中期目標期間	23年度	22年度	21年度
	国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を 達成するためにとるべき措置			
1	業績評価の実施等	Α	Α	Α
2	労災疾病等に係る研究・開発	s	S	s
3	高度・専門的医療の提供	Α	Α	Α
4	過労死予防等の推進	Α	Α	Α
5	勤労者医療の地域支援	s	s	Α
6	行政機関等への貢献	s	Α	Α
7	医療リハ・せき損センターの運営	Α	Α	В
9	産業保健関係者に対する研修・相談及び産業保健に関する情報の提供	s	s	A
10	産業保健助成金の支給	В	В	В
11	未払賃金の立替払	s	Α	Α
8	労災リハビリテーション作業所の運営	Α	Α	В
12	納骨堂の運営	Α	Α	В
	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
13	業務運営の効率化	Α	Α	Α
	予算、収支計画及び資金計画			
14	予算、収支計画及び資金計画	Α	Α	В
15	短期借入金等	В	В	В
	その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
16	人事、施設・設備に関する計画等	Α	Α	В
		S=5 A=9 B=2	S=3 A=11 B=2	S=1 A=8 B=7

	第1期中期目標期間	最終 評価	
	国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1	業績評価の実施等	Α	
2	労災疾病にかかる研究・開発	Α	
3	過労死予防等の推進	Α	
4	勤労者医療の地域支援	Α	
5	高度・専門的医療の提供	Α	
6	行政機関等への貢献	Α	
7	医療リハ・せき損センターの運営	Α	
8	健康診断施設の運営	Α	
9	産業保健関係者に対する研修・相談	Α	
10	産業保健に関する情報の提供	Α	
11	産業保健助成金の支給	В	
12	未払賃金の立替払	Α	
13	リハ施設の運営	Α	
14	納骨堂の運営	В	
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
15	業務運営の効率化 (組織の見直し、一般管理費等の効率化)	A	
16	業務運営の効率化(労災病院の再編等)	Α	
予算、収支計画及び資金計画			
17	予算、収支計画及び資金計画	В	
18	短期借入金等	В	
その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
19	人事、施設・設備に関する計画	В	
		S=0 A=14 B=5	

「S」:中期計画を大幅に上回っている。「A」:中期計画を上回っている。「B」:中期計画に概ね合致している。

「C」:中期計画をやや下回っている。「D」:中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。

注)第1期中期目標期間における評価項目「9 産業保健関係者に対する研修・相談」と「10 産業保健に関する情報の提供」は、第2期中期目標期間においては「9 産業保健関係者に対する研修・相談及び産業保健に関する情報の提供」に統合されている。 また、「8 健康診断施設の運営」と「16 業務運営の効率化(労災病院の再編等)」とは、労災病院等の再編等が終了したことから第2期中期目標期間では削除されている。